

広島市地域防災計画・広島市水防計画の修正（案）

概要

（令和 5 年 3 月修正）

- 1 長周期地震動階級の緊急地震速報等の発表基準追加に伴う修正…… P 1
- 2 国管理河川における氾濫危険情報の発表基準追加に伴う修正…… P 1
- 3 国の防災基本計画の修正に伴う修正…… P 1
- 4 災害応急対策における新たな協定の締結等に伴う修正…… P 2

1 長周期地震動階級の緊急地震速報等の発表基準追加に伴う修正

(1) 概要

気象庁において、令和5年2月1日から緊急地震速報及び特別警報等の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴い、本市における災害対策本部の設置基準について、所要の修正を行う。

(2) 修正内容（下線部分が今回修正する箇所）

以下のとおり、本市の災害対策本部の設置基準に長周期地震動階級を追加する。

項 目	基 準
災害対策本部（職員全員体制）	市域で震度6弱以上の地震を観測したとき <u>市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき</u>
災害対策本部（職員約1/2体制）	市域で震度5弱以上の地震を観測したとき <u>市域で長周期地震動階級3の地震を観測したとき</u>

【新旧対照表：別紙1ページ参照】

※ 気象庁の緊急地震速報と特別警報等の発表基準（変更後）

種 類	緊急地震速報	基 準	
特別警報	警 報 (Jアラート配信)	震度6弱以上	<u>長周期地震動階級4</u>
警 報		震度5弱以上	<u>長周期地震動階級3</u>
予 報	予 報	震度3以上 又は M3.5以上	<u>長周期地震動階級1、2</u>

2 国管理河川における氾濫危険情報の発表基準追加に伴う修正

(1) 概要

国の管理する洪水予報河川について、令和4年6月13日から洪水予報の運用が変更となり、従来の「実況水位が氾濫危険水位に到達した場合」に加えて、「3時間先までの予測水位が、氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合」にも氾濫危険情報（警戒レベル4相当）が発表されることとなった。これに伴い、所要の修正を行う。

(2) 修正内容（下線部分が今回修正する箇所）

以下のとおり、本市の洪水対応における警戒レベル4（避難指示）の発令基準を修正する。

修正前	修正後
【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、</u> 「氾濫危険情報」が通知された場合	【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>（削除）</u> 「氾濫危険情報」が通知された場合

【新旧対照表：別紙2ページ参照】

3 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 安否不明者の氏名等の情報収集の強化

国の防災基本計画において、災害時における安否不明者の救助活動の一層の効率化・円滑化を図るために、速やかに安否不明者の氏名等の情報収集等に取り組むとされたことから、本市においても、県をはじめ関係機関と連携して、積極的に情報収集等を行うことを追加する。

【新旧対照表：別紙3ページ参照】

(2) 消防団員等による防災教育の推進

消防団員等の知識・経験を活かし、学校における防災教育を推進するとされたことから、学校において消防団員等の協力を得ながら防災教育（避難訓練など）を進めることを追加する。

【新旧対照表：別紙3ページ参照】

(3) 避難所における食物アレルギーへの配慮の強化

被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとされたことから、食物アレルギーを有する者への支援を進めることを追加する。

【新旧対照表：別紙4ページ参照】

(4) 線状降水帯に関する情報収集及び住民への伝達の推進

気象庁等の線状降水帯に関する観測体制が強化され、令和4年6月1日から予報が開始されたことから、収集及び住民に伝達する気象情報等に、線状降水帯の発生による大雨の可能性等を追加する。

【新旧対照表：別紙4ページ参照】

4 災害応急対策における新たな協定等の締結に伴う修正

円滑な避難所運営や救援物資の輸送等のため、次のとおり、新たな協定を締結したことを追加する。

協 定 名	団 体	内 容
災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク株式会社	災害時における連絡体制等の確立
災害救護資器材（避難所用ワンタッチパーテーション及び屋根）の使用賃借に関する覚書	日本赤十字社 広島県支部 広島市地区本部	ワンタッチパーテーションの使用賃借
災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定	福山通運株式会社	災害時における救援物資の輸送等
災害時における救援物資の受入及び輸送等に関する覚書	佐川急便株式会社	災害時における救援物資の輸送等
広島市とアース製薬株式会社との包括的連携に関する協定	アース製薬株式会社	災害時における物資提供等
広島市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置及び運営等に関する協定	社会福祉法人広島市 社会福祉協議会	広島市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置及び運営等

【新旧対照表：別紙5ページ参照】

1 広島市地域防災計画等の修正について

(1) 長周期地震動階級の緊急地震速報等の発表基準追加に伴う修正

修 正 前		修 正 後	
基本・風水害対策編（P85） 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第6 災害対策本部 1 設置及び廃止 (2) 設置基準		基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第6 災害対策本部 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設 置 基 準		設 置 基 準	ア 氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 <u>オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</u> <u>カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</u> <u>キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</u> <u>ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</u>
	全 員 体 制		<u>ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</u> <u>コ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> <u>サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</u>
	摘 要		① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。
設 置 基 準		設 置 基 準	ア 氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 <u>オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</u> <u>カ 市域で長周期地震動階級3の地震を観測したとき。</u> <u>キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</u> <u>ク 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</u> <u>ケ 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</u>
	全 員 体 制		<u>コ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</u> <u>サ 市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。</u> <u>シ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> <u>ス 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</u>
	摘 要		① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。

※ 長周期地震動階級3以上の地震を観測した場合は、災害対策本部を自動設置とする。
また、その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。

(2) 国管理河川における氾濫危険情報の発表基準追加に伴う修正

修 正 前					修 正 後				
基本・水防計画編（P415） 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応					基本・水防計画編 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動	段階	状 況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。	第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。	第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。	第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、 <u>かつ</u> 、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し</u> 、「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>発表される洪水予報の水位予測において</u> 水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されて <u>いる</u> 場合 3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。	第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>（削除）</u> 「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>河川管理者から</u> 水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想される <u>ことの情報を得た</u> 場合 3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。
~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~					~~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~~				

※ その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。

(3) 国の防災基本計画の修正に伴う修正

ア 安否不明者の氏名等の情報収集の強化

修 正 前	修 正 後																		
基本・風水害対策編（P183）   第3章 災害応急対策   第11節 救難対策   災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防対策マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。   第1 被災者の救出《各消防署》  <table><tr><th>災害の程度</th><th>実 施 内 容</th><th>実施担当機関</th></tr><tr><td>通 常 の 場 合</td><td>住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。</td><td>消防局が県警察等の協力の下に行う。</td></tr><tr><td>災害救助法が適用された場合</td><td>県知事の指示に基づき、被災者を救出する。</td><td>同 上</td></tr></table>  （新設）   第2 水難救助の措置《各消防署》   本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。	災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関	通 常 の 場 合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。	災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上	基本・風水害対策編   第3章 災害応急対策   第11節 救難対策《<u>危機管理室、消防局</u>》   災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防対策マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。   第1 被災者の救出《各消防署》  <table><tr><th>災害の程度</th><th>実 施 内 容</th><th>実施担当機関</th></tr><tr><td>通 常 の 場 合</td><td>住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。</td><td>消防局が県警察等の協力の下に行う。</td></tr><tr><td>災害救助法が適用された場合</td><td>県知事の指示に基づき、被災者を救出する。</td><td>同 上</td></tr></table>  第2 <u>安否不明者への対応《危機管理室、消防局》</u>   <u>市災害対策本部等は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者の情報収集を行い、県と連携し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u>   第3 水難救助の措置《各消防署》   本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。	災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関	通 常 の 場 合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。	災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上
災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関																	
通 常 の 場 合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。																	
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上																	
災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関																	
通 常 の 場 合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。																	
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上																	

※ その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。

イ 消防団員等による防災教育の推進

修 正 前	修 正 後
基本・風水害対策編（P60）   第2章 災害予防計画   第7節 防災教育・訓練及び調査研究   第1 防災知識の普及   2 学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課》   防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で風水害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。また、土砂災害防災教育の手引きを活用した授業を行う（小・中学校対象）とともに、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。   また、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるように努める。   さらに、地域の指定緊急避難場所及び指定避難所や、そこでの役割等についても指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。	基本・風水害対策編   第2章 災害予防計画   第7節 防災教育・訓練及び調査研究   第1 防災知識の普及   2 学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課、<u>消防局消防団室、危機管理室災害予防課</u>》   防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で風水害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。また、土砂災害防災教育の手引きを活用した授業を行う（小・中学校対象）とともに、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。   また、<u>消防団や自主防災組織等の協力を得ながら</u>、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるように努める。   さらに、地域の指定緊急避難場所及び指定避難所や、そこでの役割等についても指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。

※ その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。

ウ 避難所における食物アレルギーへの配慮の強化

修 正 前	修 正 後
基本・風水害対策編（P189） 第3章 災害応急対策 第13節 保健衛生対策 第2 被災者の健康管理 2 保健活動班の活動（保健センター） 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。 (1) 指定避難所における保健活動 ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。 ウ <u>慢性疾患</u> を有する者、 <u>や</u> 高齢者などの要配慮者への支援を行う。 エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。 オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。 カ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。 キ 指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。 ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。 (2) 指定避難所以外における保健活動 ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。 ウ <u>ひとり暮らし高齢者や健康面での支援が必要な</u> 要配慮者への支援を行う。 エ エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。 オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。 カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。 キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。 (3) （略）	基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 保健衛生対策 第2 被災者の健康管理 2 保健活動班の活動（保健センター） 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。 (1) 指定避難所における保健活動 ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。 ウ <u>基礎疾患や食物アレルギー</u> を有する者、 <u>や</u> 高齢者などの要配慮者への支援を行う。 エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。 オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。 カ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。 キ 指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。 ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。 (2) 指定避難所以外における保健活動 ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。 ウ <u>基礎疾患や食物アレルギーを有する者、高齢者などの</u> 要配慮者への支援を行う。 エ エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。 オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。 カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。 キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。 (3) （略）

※ その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。

エ 線状降水帯に関する情報収集及び住民への伝達の推進

修 正 前	修 正 後																				
基本・風水害対策編（P115） 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第2 気象情報等の収集及び伝達 1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。） (1) 発表機関 広島地方気象台 (2) 防災気象情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報</td><td>注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等</td></tr><tr><td>注 意 報</td><td>気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3－3－1】</td></tr><tr><td>警 報</td><td>気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】</td></tr><tr><td>特 別 警 報</td><td>気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】</td></tr></table> (3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域 （略）	種 類	概 要	県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等	注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3－3－1】	警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】	特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】	基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第2 気象情報等の収集及び伝達 1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。） (1) 発表機関 広島地方気象台 (2) 防災気象情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報</td><td>注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、<u>線状降水帯の発生による大雨の可能性等</u>防災上の注意を解説する情報、台風情報、<u>顕著な</u>大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等</td></tr><tr><td>注 意 報</td><td>気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3－3－1】</td></tr><tr><td>警 報</td><td>気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】</td></tr><tr><td>特 別 警 報</td><td>気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】</td></tr></table> (3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域 （略）	種 類	概 要	県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、 <u>線状降水帯の発生による大雨の可能性等</u> 防災上の注意を解説する情報、台風情報、 <u>顕著な</u> 大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等	注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3－3－1】	警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】	特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】
種 類	概 要																				
県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等																				
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3－3－1】																				
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】																				
特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】																				
種 類	概 要																				
県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、 <u>線状降水帯の発生による大雨の可能性等</u> 防災上の注意を解説する情報、台風情報、 <u>顕著な</u> 大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等																				
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3－3－1】																				
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】																				
特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3－3－1】																				

(4) 災害応急対策における新たな協定の締結に伴う修正

修 正 前					修 正 後				
基本・風水害対策編（P241） 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力 第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》 1～3 （略） 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等 （略） (2) 民間団体					基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力 第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》 1～3 （略） 4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 (1) 国及び地方公共団体等 （略） (2) 民間団体				
所管局・課		協力内容		団体名	資料番号				
危機管理室	(新設)								
	災害予防課	(略)							
		防災パートナーシップに関する協定		広島テレビ放送株式会社		資料編参考 危予-24			
		(新設)							
		(新設)							
		(新設)							
(略)									
企画総務局	政策企画課	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書		日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4				
		(新設)							
(略)									
市民局	国際化推進課	広島市災害多言語支援センターの運営		(公財) 広島平和文化センター	資料編参考 国際-1				
	(新設)								

危機管理室	危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク株式会社	資料編参考 危危-1
	災害予防課	(略)		
		防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24
		災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予-25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予-26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予-27
(略)				
企画総務局	政策企画課	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4
		災害時における物資提供等	アース製薬株式会社	資料編参考 調政-5
(略)				
市民局	国際化推進課	広島市災害多言語支援センターの運営	(公財) 広島平和文化センター	資料編参考 国際-1
	市民活動推進課	広島市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置及び運営等	社会福祉法人広島市社会福祉協議会	資料編参考 市活-1

※ その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。